

事業用太陽光発電系統連系受付要領

平成24年 9月 3日 制定

平成24年 9月24日 第1回改正

九州電力株式会社

本受付要領について

- 本受付要領は、当社への売電を主たる目的とした、お客さまの事業用太陽光発電設備（高圧・特別高圧）を当社系統へ連系し、売電される場合の手順について定めたものです。
- 当社は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成24年7月1日施行）」（以下、「再エネ特措法」という。）および再エネ特措法の施行規則及び関係法令等の趣旨に則り、受付・契約を行います。

系統連系に関する事項

- 当社系統への接続検討は、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、及び当社「系統アクセス基準」、「配電系統連系基準」に基づくとともに、既設設備との協調を図って実施します。電圧変動等を踏まえた詳細な検討を行い、以下の内容について検討します。
 - ・ 連系可否
 - ・ 連系設備工事の概要
 - ・ 概算工事費および算定根拠
 - ・ 所要工期
 - ・ 発電者側に必要な対策
 - ・ 前提条件
 - ・ 運用上の制約
- また、太陽光発電事業者の連系設備についても、連系により他のお客さまとの供給信頼度や系統運用等に影響を与えないように、当社設備との協調を図っていただきます。

1 太陽光発電電力の輸送電圧及び当社系統への連系電圧

- 太陽光発電電力の輸送電圧及び当社系統への連系電圧は、原則として当社標準電圧としていただきます。
- 高圧連系については、太陽光発電設備の受給最大電力は、原則として2,000kW未満としていただきます。

2 連系点

- 連系点は、当社の電線路または電気所（変電所等）と太陽光発電事業者の連系設備との接続点とします。

具体的には、連系電圧により、以下の地点を原則として、効率的な設備形成、電力系統の供給信頼度、及びアクセス設備の所要工期等を勘案し、太陽光発電事業者に確認の上、当社にて決定します。

標準電圧 6 k V、22 k V（配電線へ連系する場合）

原則として発電場所内の地点

ただし、山間地、離島等の特殊な発電場所から連系する場合、地中引込線によって連系する場合、その他特別の事情がある場合は、協議により、発電場所以外の地点を連系点とすることがあります。

標準電圧66 k V (特別高圧線へ連系する場合)
原則として既設当社送電線の近傍又は当社電気所

3 建設主体

- 太陽光発電所から連系点に至る連系設備は、太陽光発電事業者にて建設していただきます。

また、既設当社電気設備から連系点までは、当社で建設します。なお、工事費は太陽光発電事業者に負担していただきます。

4 電圧変動等対策

- 太陽光連系に伴う電圧変動対策は、連系点より太陽光発電所側で実施していただきます。ただし、太陽光発電所側で対策を講じても連系できる容量が制限(連系できない場合を含む)され、当社の発電所等での対策が有効と当社が判断した場合には、当社の発電所等に電圧変動対策設備を設置することがあります。

なお、当社の発電所等での対策は、必要な設備容量が大きく、設置費用も高額となる可能性があります。

- 長距離ケーブルによる連系については、通常の連系と異なり、長距離ケーブルの静電容量に起因する特殊な電気現象が懸念されます。これに対しては、太陽光発電事業者にて個別に電力系統への影響を検討、評価のうえ対策し、当社系統へ悪影響を及ぼさないことを連系の条件とします。

接続検討(事前検討)、接続契約及び受給契約申込(系統連系の優先順位の決定)

1 接続検討(事前検討)

- 当社系統へ連系を希望される場合、系統電圧・周波数への影響や必要となる設備工事の内容等について、あらかじめ接続検討(事前検討)申込を行っていただきます。

(1) 申込方法

申込書類

- ・ 申込者は所定の「接続検討申込書」および添付資料一式を1連系地点1検討につき正1通、副2通の合計3通作成し、郵送(書留・レターパック)にて提出していただきます。持参、ファックス、Eメールでは受付いたしません。
- ・ 申込名義は単独名義としていただきます。

書類確認

- ・ 提出された申込書類について、順次書類確認を行います。申込書類に不備がある場合、再提出をお願いします。

接続検討料

- ・ 書類確認後、1 受給地点 1 検討につき 2 1 万円（うち消費税等相当額 1 万円）を
検討手数料として申し受けます。
- ・ 接続検討料は送配電（技術担当）窓口よりご請求いたします。
- ・ 接続検討は、接続検討料の入金確認後に着手いたします。
- ・ 入金いただいた接続検討料は、原則として返却いたしませんので、予めご了承ください。

その他

- ・ 申込書類は、添付資料を含め全て日本語で記載していただきます。
- ・ 提出された申込書類は返還いたしません。
- ・ 「接続検討（事前検討）申込書」に記載のない事項につきましても、必要により
追加資料を提出していただく場合があります。
- ・ 接続検討（事前検討）申込書類に記載された諸設備について変更される場合、改
めて申込み手続きを行っていただきます。
- ・ 改めて申込み手続きを行っていただいた場合には、再度検討料を申し受ける場合
がありますので、予めご了承ください。

受付窓口

九州電力株式会社 お客様本部 電力購入グループ 太陽光担当

所在地：〒810-8720 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号

電 話：0 9 2 - 7 6 1 - 3 0 3 1（代表）

当社以外からの供給、当社以外への売電を希望される方

九州電力株式会社 電力輸送本部 ネットワークサービスセンター

所在地：〒810-8720 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号

電 話：0 9 2 - 7 2 6 - 1 6 7 9（直通）

（2）検討条件

- 接続検討（事前検討）では、原則として接続検討料の入金確認時点の系統の状況及
びその時点において接続契約申込済の他のプロジェクトが系統連系することを前提
に検討します。

（3）接続検討（事前検討）結果の通知

- 接続検討（事前検討）結果は、接続検討料入金確認後に検討を開始し、検討終了次
第すみやかにかつ 3 か月以内にお知らせします。
なお、3 か月以内に接続検討（事前検討）結果の通知ができない場合は、その理由、
進捗状況及び回答時期の見込みを事前にお知らせします。
- 接続検討（事前検討）結果として、次の事項等をお知らせします。
 - ・ 必要となる設備工事の内容、所要工期、工事費負担金概算額
 - ・ 系統の安定運転、信頼度維持のために必要な太陽光発電事業者の設備（太陽光発
電事業者の建設する連系設備を含む）仕様等

(4) 注意事項

- 接続検討（事前検討）結果は、連系可能規模及び連系の権利等を保証するものではありません。
- 接続検討（事前検討）申込から系統連系までには、長期間要することがあるため、早めに接続検討（事前検討）申込をいただきますよう、お願いいたします。
- 「再エネ特措法」第四条、第五条に規定する特定契約、接続契約の拒否事由に該当する場合、お申込をお断りすることがあります。
- 申込者、関係者（以下「申込者等」といいます。）が以下のいずれかに該当すると当社が判断したものは申込を無効とします。
 - ・ 申込者等またはその役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「その他の役員等」といいます）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であるもの
 - ・ 申込者等、その役員等またはそれらの使用人が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 接続検討（事前検討）結果回答後、接続契約兼接続検討（本検討）申込書送付の消印日順で連系優先順位を決定しますので、接続契約申込後に、再度接続検討が必要となる場合があります。
- その場合、より優先順位の高い他のプロジェクトの連系など系統状況の変化や運用上の制約、その他の理由により、連系可能規模や工事費負担金が大幅に変更となる場合があります
なお、接続契約申込前に先行して工事着工や物品発注等を行う場合は、上記リスクがあることを十分踏まえてください。

(5) その他

- 検討に要する期間は連系地点・条件等により異なることから、接続検討結果の回答は接続検討申込の順番から前後する可能性があります。

2 接続契約及び受給契約申込（系統連系の優先順位の決定）

接続検討（事前検討）の結果、連系可能で、かつ連系意思のある申込者については、接続検討（事前検討）結果に同意の上、接続契約申込を行っていただきます。

接続検討（事前検討）申込時から諸設備について変更される場合、改めて接続検討（事前検討）申込を行っていただく場合があります。

発電設備の当社系統への連系、発電した電力の当社への売電を希望される場合は、当社が別途定める「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱〔高圧・特別高圧〕」を承認のうえ、お申込ください。

(1) 申込方法

- 当社からの電力の供給、当社への電力の販売を希望される場合、1受給地点1検討につき、以下の申込書類を「1接続検討（事前検討）」と同様の受付窓口（書留・レターパック）にて提出していただきます。持参、ファックス、Eメールでは受付いたしません。

なお、再エネ特措法により定められた買取単価での買取を希望される場合は、再エネ特措法で定める設備認定を受けていただく必要があります。

「接続契約兼接続検討（本検討）申込書」および添付資料（正1通、副2通の合計3通）

添付資料は、接続検討（事前検討）の結果を踏まえ、接続検討（事前検討）申込時と変更がある部分のみを提出

「太陽光発電からの電力販売に関する申込書〔高圧・特別高圧〕」

「電力使用申込書」

、 は、当社ホームページにも掲載しております。

は複写式となりますので、営業所から受領していただきますよう、お願いいたします。

（2）優先順位の決定

- 当社は連系優先順位を接続契約兼接続検討（本検討）申込書送付の消印日順で決定します。
- 同一消印日に複数の接続契約兼接続検討（本検討）申込書の提出があり、連系に制約が生じる場合は、当社で厳正な抽選を実施することとし、抽選方法については、対象者に別途連絡いたします。

（3）接続検討（本検討）要否確認

- 接続契約兼接続検討（本検討）申込書を受付後、当社は接続検討から系統の状況に変更がないか確認を行います。

接続検討（事前検討）時から系統の状況に変更があった場合には、別途接続検討料を申し受け、再度接続検討（本検討）を行う場合があります。

接続検討（本検討）不要と判断したプロジェクトについては、接続検討（事前検討）の結果を接続検討（本検討）結果として取扱います。

< 接続契約申込時に接続検討（本検討）が必要となる主な場合 >

- ・ 接続検討（事前検討）時から契約申込までの間に、他の申込者等から同一系統に接続契約申込があった場合
- ・ 接続検討（事前検討）時から接続契約申込までの間に、他の申込者等が同一系統の接続契約申込を撤回した場合
- ・ その他、接続検討（事前検討）時から接続契約申込までの間に、連系する系統の状況に変更がある場合

3 接続検討（事前検討）及び接続検討（本検討）の前提条件

- 接続検討申込時及び接続契約申込時におけるプロジェクトの熟度・実現性等を踏まえた前提条件に基づき、接続検討（事前検討及び本検討）を実施します。

事前検討（接続契約申込前）	本検討（接続契約申込後）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続契約申込前のプロジェクト間の連系優先順位は決定しません。 ○ 接続契約申込済のプロジェクトが系統連系することを前提に接続検討します。 ○ 接続契約申込時に他のプロジェクトの連系などにより、再度検討が必要となる場合があります。 ○ 需給状況など系統の状況が変化するため、検討後期間が経過すると、再度接続検討が必要となる可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連系優先順位を接続契約兼接続検討（本検討）申込書送付の消印日順で決定します。 ○ 連系優先順位が、より上位の他の接続契約申込済プロジェクトが系統連系することを前提に接続検討します。 ○ 下位のプロジェクトの接続契約に影響があるため、検討結果回答後、契約意思を確認させていただきます。
<p>【前提条件イメージ】</p> <p>凡例 ○ 前提条件に考慮する (○) 前提条件に考慮しない</p>	<p>【前提条件イメージ】</p> <p>凡例 ○ 前提条件に考慮する (○) 前提条件に考慮しない</p>

< 接続検討の取扱いの違い >

	接続検討（事前検討）	接続検討（本検討）
前提条件	事前検討の接続検討料入金 確認時点の系統状況	本検討の接続検討料入金 確認時点の系統状況 ¹
必要性	必要	以下の場合に必要 〔事前検討後、接続契約申込までに〕 系統の状況に変更がある場合
検討料要否	必要	必要 ²

1 系統状況には、接続契約申込済の他のプロジェクトは含めるが、接続検討（事前検討）段階の他のプロジェクトは含めない

2 接続検討（本検討）不要と判断し、接続検討（事前検討）結果を接続検討（本検討）結果として取り扱う場合は不要

4 系統連系承諾の回答

- 検討の結果、連系が可能である場合、当社は連系承諾書にて通知します。

5 契約意思の確認

- 当社は、接続検討(本検討)結果通知後、検討結果を受けた上での系統連系及び受給契約意思(契約締結の意思)について、確認を行います。
接続検討(本検討)不要の場合は、接続検討(事前検討)結果を接続検討(本検討)結果と見なします
- 接続契約申込後、受給契約締結前に申込の撤回を希望される場合、「辞退届」を提出していただきます。

契 約

- 当社は受給契約締結の意思を確認したプロジェクトを実施する事業者と契約内容の調整を行い、連系に向けた手続きを行います。

1 工事費負担金の請求・入金

- 当社系統への連系に伴い、当社が電力設備を新たに建設・変更する場合、工事費負担金契約書を締結の上、工事費の全額を負担していただきます。

2 工事着手

- 工事費負担金入金後、工事着手します。
- 太陽光発電事業者販売用計量器及び計器用変成器等は、太陽光発電業者に設置していただきます。
また、当社販売用計量器は太陽光発電事業者の計器用変成器に施設する場合があります。
- 工事完了後、必要に応じ、工事費負担金を精算します。

3 各種契約書の締結

系統連系にあたり、以下の契約書を締結いたします。

- ・ 発電設備系統連系サービス契約書
- ・ 給電運用申合せ書
(以下、必要に応じ)
- ・ 電力需給契約書(当社からの電力供給に関する契約書)
- ・ 電力受給契約書(当社への電力供給に関する契約書)

当社への電力供給に際し、電力受給契約書を締結しない場合は、買取開始日や買取単価等のご契約内容を記載した「電力受給契約のご案内」を当社から事業者へ送付いたします。

離島における連系

本土と連系していない離島については、発電設備の出力変動対策を実施していただく場合がありますので、あらかじめ別紙「離島における風力・太陽光発電設備の連系について」をご確認のうえ、お申込み下さい。

その他

接続検討（事前検討）申込から接続契約申込の間に、申込者が別会社に権利・義務の承継を予定している場合には、予め、事業承継前後の事業者の捺印した書面にて申告していただきます。

事業用太陽光発電系統連系受付要領を変更する場合の取扱い

当社は、この要領を予告なく変更することがあります。

この場合、変更後の申込については、変更後の要領によります。

なお、変更を実施する場合には、事前に当社ホームページに掲載します。

問 い 合 わ せ 先

接続検討（事前検討）申込前の受付全般に関するお問い合わせ

名 称	問い合わせ先
九州電力株式会社 管轄営業所 営業担当 G	以下の弊社ホームページ参照 http://www.kyuden.co.jp/company_outline_index_eigyosyo.html トップページから「企業情報」「会社概要」「営業所お問い合わせ一覧」

接続検討（事前検討）申込以降の受付全般に関するお問い合わせ

名 称	問い合わせ先
九州電力株式会社 お客さま本部 電力購入グループ (太陽光受付窓口)	〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電 話：092-761-3031(代表)

技術的な項目に関するお問い合わせ（特別高圧連系）

名 称	問い合わせ先
九州電力株式会社 北九州電力センター 計画管理グループ	〒802-8521 北九州市小倉北区米町二丁目3番1号 電 話：093-531-1195(代表)
九州電力株式会社 福岡電力センター 計画管理グループ	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電 話：092-761-6381(代表)
九州電力株式会社 佐賀電力センター 計画管理グループ	〒840-0804 佐賀市神野東二丁目3番6号 電 話：0952-33-1121(代表)
九州電力株式会社 長崎電力センター 計画管理グループ	〒852-8509 長崎市城山町3番19号 電 話：095-864-1808(代表)
九州電力株式会社 大分電力センター 計画管理グループ	〒870-0026 大分市金池町二丁目3番4号 電 話：097-536-4150(代表)
九州電力株式会社 熊本電力センター 計画管理グループ	〒862-0951 熊本市上水前寺一丁目6番36号 電 話：096-386-2500(代表)
九州電力株式会社 宮崎電力センター 計画管理グループ	〒880-8544 宮崎市橘通西四丁目2番23号 電 話：0985-24-2141(代表)
九州電力株式会社 鹿児島電力センター 計画管理グループ	〒890-8558 鹿児島市与次郎二丁目6番16号 電 話：099-253-1051(代表)

技術的な項目に関するお問い合わせ（高圧連系）

名 称	問い合わせ先
九州電力株式会社 管轄営業所 配電関係 G (連系担当)	以下の弊社ホームページ参照 http://www.kyuden.co.jp/company_outline_index_eigyosyo.html トップページから「企業情報」「会社概要」「営業所お問い合わせ一覧」

(参考) 手続きフロー

系統連系に必要な手続きの大まかな流れは次のとおりです。

